



株式会社アイビス

証券コード：9343

第26期 定時株主総会招集ご通知

日時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

場所

東京都中央区八丁堀一丁目9番8号
八重洲通ハタビル5階
アットビジネスセンター
東京駅八重洲通り501号室

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

証券コード 9343
2025年3月10日
(電子提供措置の開始日 2025年3月4日)

株主各位

東京都中央区八丁堀一丁目5番1号

株式会社 アイビス

代表取締役社長 神谷栄治

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに「第26期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.ibis.ne.jp/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「総覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）

2. 場 所 東京都中央区八丁堀一丁目9番8号 八重洲通ハタビル5階
アットビジネスセンター東京駅八重洲通り 501号室

3. 目的事項

報告事項 第26期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
①事業報告の以下の事項 「会社の体制及び方針」
②計算書類の以下の事項 「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2025年3月27日（木曜日）
午前10時
(受付開始時間午前9時30分)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

事前にご行使いただける場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

スマートフォンによるご行使

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時行使分まで



同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

パソコンによるご行使

行使期限

2025年3月26日（水曜日）
午後6時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

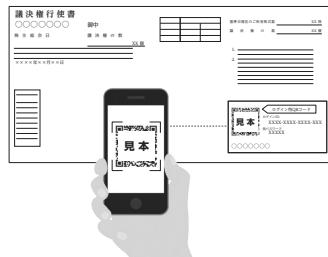
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027 (通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

[インターネットによる議決権行使のご案内]

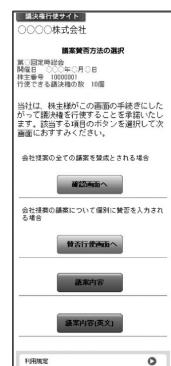
スマートフォンによるご行使

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※ 「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



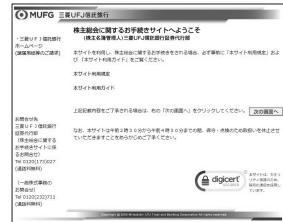
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただぐ際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

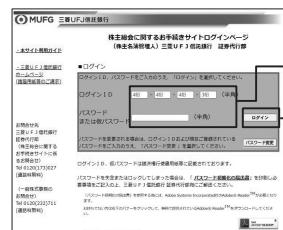
パソコンによるご行使

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における職務執行状況や業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	神谷栄治 (1973年5月30日) 再任	<p>2000年5月 有限会社アイビス設立 代表取締役社長</p> <p>2001年4月 有限会社アイビスを株式会社へ組織変更 代表取締役社長（現任）</p> <p>2001年5月 当社システム開発事業部担当</p> <p>2005年5月 当社モバイル事業部担当</p> <p>2016年12月 株式会社アイビスマーベル（注1） 代表取締役社長</p> <p>2025年1月 株式会社テクノスピーチ取締役（現任）</p> <p>＜重要な兼職の状況＞ 株式会社テクノスピーチ取締役</p>	1,736,243株
【取締役候補者とした理由】			
神谷栄治氏は、2000年5月の当社設立以来、代表取締役社長として経営の指揮を執り、「ibisPaint」の事業展開をはじめ、当社の企業価値向上に大きく貢献してまいりました。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強いリーダーシップにより、当社の更なる成長に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	村上和彦 (1973年12月6日) 再任	2001年4月 当社常務取締役（現任） 2001年5月 当社派遣事業部担当 2006年10月 当社プロフェッショナル・サポート事業部担当 2016年12月 株式会社アイビスモバイル（注1）常務取締役 2021年1月 当社ソリューション事業部担当（現任）		283,680株
【取締役候補者とした理由】				
村上和彦氏は、2001年4月以来、創業期から当社の経営に参画し、派遣事業や管理部門の担当役員として当社の成長を牽引してまいりました。今後も、内部統制面において強いリーダーシップを発揮するとともに、ソリューション事業部門の更なる事業拡大に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。				
3	丸山拓也 (1989年6月16日) 再任	2017年4月 株式会社アイビスモバイル（注1）入社 2019年10月 当社モバイル事業部 課長代理 2020年3月 当社取締役（現任） 2020年4月 当社モバイル事業部担当（現任）		1,509株
【取締役候補者とした理由】				
丸山拓也氏は、大学院生時代にアルバイトを経て当社へ入社以来、「ibisPaint」の技術開発における中心的な役割を担い、「ibisPaint」の成長に貢献してまいりました。今後も、モバイル事業部門の更なる事業拡大に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	やす い ひで かず 安井 英和 (1967年6月23日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1990年4月 丸万証券株式会社（現 東海東京証券株式会社）入社 2007年6月 株式会社ヤマナカ 入社 2018年6月 同社執行役員 2021年2月 当社取締役（現任） 当社管理部門担当（現任）	5,800株

【取締役候補者とした理由】

安井英和氏は、金融機関及び事業会社における経営管理に関する長年の経験と幅広い知見を有しており、当社における上場会社としての管理部門体制の整備に貢献してまいりました。今後も、内部管理体制の充実・強化に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 株式会社アイビスモバイルは、2019年9月に当社との吸収合併により消滅いたしました。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なかやま やすゆき 中山 靖之 (1959年12月7日) 再任	1982年4月 住友金属鉱山株式会社 入社 2012年4月 同社半導体材料事業部事業室長 2012年7月 同社材料事業本部材料第二事業部長 2014年10月 株式会社伸光製作所代表取締役社長 2016年6月 住友金属鉱山株式会社監査役（常勤） 2022年6月 同社顧問 2024年2月 当社 入社 2024年3月 当社取締役（監査等委員）（現任）	—
【監査等委員である取締役候補者とした理由】			
中山靖之氏は、住友金属鉱山株式会社において常勤監査役や子会社社長を歴任し、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知識・知見を有しており、当社の常勤監査等委員として監査・監督機能の向上に貢献してまいりました。今後も、監査体制の更なる充実・強化を図るため、経営全般の監視と監査の実効性向上に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	みやざき ようへい 宮崎 陽平 (1978年3月16日) 再任 社外 独立	2004年12月 中央青山監査法人入所 2007年8月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2008年5月 公認会計士登録 2010年1月 宮崎信次公認会計士・税理士事務所入所 2017年7月 宮崎陽平公認会計士・税理士事務所所長（現任） 2020年9月 当社監査役 2021年10月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2025年1月 株式会社テクノスピーチ監査役（現任） <重要な兼職の状況> 宮崎陽平公認会計士・税理士事務所所長 株式会社テクノスピーチ監査役	—
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】			
宮崎陽平氏は、公認会計士・税理士として専門的な知識・経験等を有しており、それらの豊富な経験等を活かし当社のコーポレートガバナンス体制の強化に貢献してまいりました。今後も、社外取締役の立場から経営の意思決定の妥当性・適正性の確保に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			
なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数			
3	<p>近藤直生 (1973年12月4日)</p> <table border="1" data-bbox="288 470 485 580"> <tr><td>再任</td></tr> <tr><td>社外</td></tr> <tr><td>独立</td></tr> </table>	再任	社外	独立	<p>2000年10月 弁護士登録 2000年10月 ときわ総合法律事務所入所 2004年3月 弁護士法人大江橋法律事務所入所 2009年3月 ニューヨーク州弁護士登録 2009年7月 経済産業省通商政策局通商機構部参事官補佐 2012年12月 弁護士法人大江橋法律事務所入所 2016年1月 同法人パートナー（現任） 2021年3月 当社監査役 2021年10月 当社取締役（監査等委員）（現任） 2023年6月 株式会社トクヤマ取締役（監査等委員）（現任） 2023年9月 株式会社A&Dホロンホールディングス監査役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 弁護士法人大江橋法律事務所パートナー 株式会社トクヤマ取締役（監査等委員） 株式会社A&Dホロンホールディングス監査役 </p>	—
再任						
社外						
独立						
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>近藤直生氏は、弁護士として専門的な知識・経験等を有しており、当社の指名報酬委員会委員長を務めるなど当社のコーポレートガバナンス体制の強化に貢献してまいりました。今後も、社外取締役の立場から経営の意思決定の妥当性・適正性の確保に向けて貢献が期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者といたします。</p> <p>なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>						

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 宮崎陽平氏及び近藤直生氏は社外取締役候補者であります。
3. 宮崎陽平氏は、現在当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって、3年5ヶ月となります。なお、同氏は、2020年9月から2021年10月までの間、当社の社外監査役でありました。
4. 近藤直生氏は、現在当社の社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって、3年5ヶ月となります。なお、同氏は、2021年3月から2021年10月までの間、当社の社外監査役でありました。
5. 中山靖之氏、宮崎陽平氏及び近藤直生氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額としており、各氏が再任された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、宮崎陽平氏及び近藤直生氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案をご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

(ご参考) 取締役候補者のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の各候補者を原案どおりご選任いただいた場合のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	企業経営	マーケティング	技術・研究開発	業界知識	財務・会計	法務・リスク管理	組織・人材	グローバル
神谷 栄治	代表取締役社長	●	●	●	●				●
村上 和彦	常務取締役	●	●		●		●	●	
丸山 拓也	取締役	●	●	●	●			●	
安井 英和	取締役	●				●	●	●	
中山 靖之	取締役 (監査等委員)	●				●	●		●
宮崎 陽平	社外取締役 (監査等委員)					●	●		
近藤 直生	社外取締役 (監査等委員)						●		●

(注) 上記一覧表は、各取締役候補者の有する全てのスキルを表すものではありません。

以 上

事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

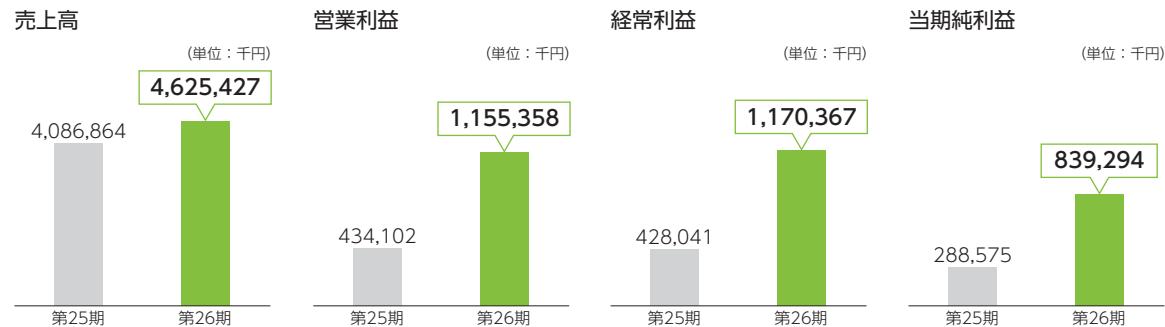
1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業業績や雇用・所得環境は回復基調にあったものの、エネルギー・原材料価格の高騰による物価の上昇が続きました。一方で、ロシア・ウクライナ問題の長期化や中東情勢の緊迫化など、国際情勢には不安定さが増しており、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような環境のもと、当社は、高成長事業であるモバイルペイントアプリ「ibisPaint（アイビスペイント）」シリーズの開発／運営を主軸としたモバイル事業と、安定成長事業であるスマートフォンやタブレットなどのインターネット端末でのアプリケーション開発支援を行うソリューション事業の2本柱で積極的な事業展開を行ってまいりました。世界200以上の国と地域にユーザーを持つ「ibisPaint」においては、デジタルイラストユーザーのトレンドを常に意識した魅力的な新機能や新サービスの更なる拡充に注力し、サブスクリプション課金などのマネタイズ策の強化に取り組んでまいりました。ソリューション事業においては、急速な技術革新を背景にした企業のDX化における生産性向上や競争力強化のためのIT需要を的確に捉え、長年にわたり培ってきた高い技術力と柔軟な対応力を強みに、法人顧客に高度なソリューション提供を更に推進いたしました。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高4,625,427千円（前年同期比13.2%増）、営業利益1,155,358千円（前年同期比166.1%増）、経常利益1,170,367千円（前年同期比173.4%増）、当期純利益839,294千円（前年同期比190.8%増）となりました。



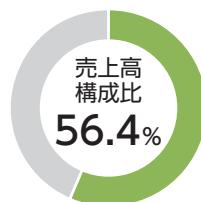
事業セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

＜モバイル事業＞

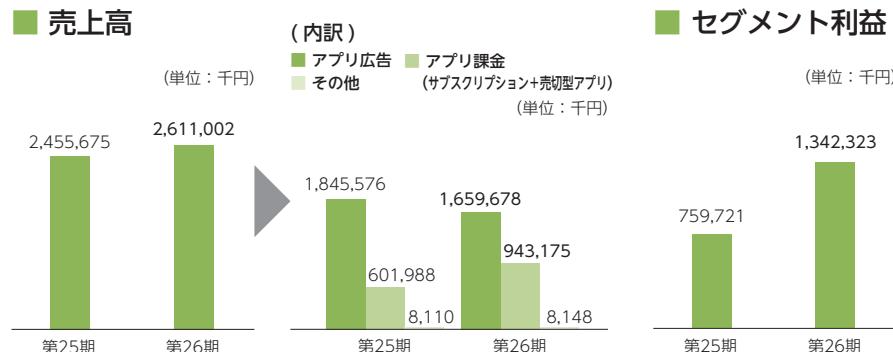
当事業年度におきましては、主力製品の「ibisPaint」についてはシリーズ累計のダウンロード数を積み重ね、2024年5月2日に大台の4億ダウンロードを達成し、2024年12月末時点では4億4,967万ダウンロード（前年同期比20.8%増）となりました。モバイル事業では、新機能の追加やサービス拡充、ユーザーの声をもとにしたアプリの改善や仕様変更への対応（Ver.11.2.0からVer.12.2.12までリリース）をはじめ、YouTubeでの継続的なお絵描き講座の動画投稿、季節やトレンドに合わせた素材コンテストの開催（第37～44回）及び豊富な無料素材の追加など、常にユーザーフレンドリーを意識した製品の提供に注力してまいりました。2024年3月には、イラストの拡大・縮小を繰り返しても描画した線が劣化しないという「ベクターレイヤー機能」などを実装したVer.12.0.0をリリースしたほか、PC版の「ibisPaint for Windows」においても、モバイル版と同様のサブスクリプションによるプレミアム会員サービス（月額480円、年額2,950円）を開始いたしました。2024年5月には、画像生成AIによる追加学習を妨げるノイズをイラストに付与し、ユーザー独自の作風が模倣されることを防ぐ「AI学習妨害機能」などを実装したVer.12.1.0を、2024年9月には、作成したイラストをフォルダに分けて整理することを可能にする「作品フォルダ機能」などを実装したVer.12.2.0を、それぞれリリースいたしました。いずれの新機能・新サービスもユーザーから好評を博しておりますが、中でも「AI学習妨害機能」及び「作品フォルダ機能」はプレミアム会員（サブスクリプション）のみが利用できる機能として実装したため、サブスクリプション契約数の増加にも大きく貢献いたしました。

以上の結果、売上高は2,611,002千円（前年同期比6.3%増）となりました。

モバイル事業



売上高



（内訳）

■ アプリ広告 ■ アプリ課金

■ その他 (サブスクリプション+売切型アプリ)

セグメント利益

（単位：千円）



売上区分別の国内売上高及び海外売上高は以下のとおりであります。

		前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	増減率 (%)
アプリ広告	国内売上高	448,006	24.3	393,837	23.7	△12.1
	海外売上高	1,397,570	75.7	1,265,841	76.3	△9.4
	計	1,845,576	100.0	1,659,678	100.0	△10.1
アプリ課金 (サブスクリ プション + 売切型 アプリ)	国内売上高	203,224	33.8	281,747	29.9	38.6
	海外売上高	398,764	66.2	661,428	70.1	65.9
	計	601,988	100.0	943,175	100.0	56.7
その他	国内売上高	6,399	78.9	6,450	79.2	0.8
	海外売上高	1,710	21.1	1,698	20.8	△0.7
	計	8,110	100.0	8,148	100.0	0.5
合計	国内売上高	657,630	26.8	682,035	26.1	3.7
	海外売上高	1,798,045	73.2	1,928,967	73.9	7.3
	計	2,455,675	100.0	2,611,002	100.0	6.3

当事業において主な収入源となっているアプリ広告につきましては、DAU（日次アクティブユーザー）は概ね高い水準を維持し、また、為替は2024年8月以降円高に振れた時期もあったものの、期を通しては円安傾向にありました。しかしながら、より収益性の高いサブスクリプションへのシフトを志向したこと、アプリ広告事業の一部施策において実装段階で予期せぬ不具合が生じたことなどから、売上高は1,659,678千円（前年同期比10.1%減）となりました。アプリ課金につきましては、サブスクリプションは前述した各種新機能の追加やPC版サブスクリプションの開始などのほか、既存ユーザーに対するプレミアム会員サービスへの契約促進施策が奏功し、売上高は687,181千円（前年同期比108.2%増）、会員数は232,053人（前年同期比94.4%増）と大きく増加いたしました。一方、売切型アプリにつきましては、モバイル版・PC（Windows）版ともにサブスクリプションへの誘導が想定以上に進んだため、売上高は255,994千円（前年同期比5.9%減）となりました。

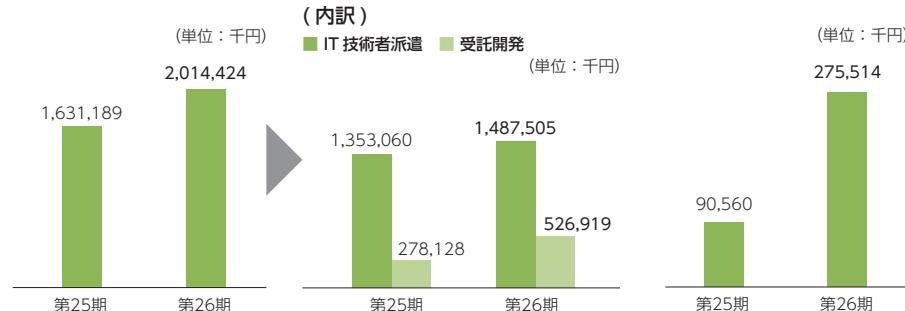
また、当事業年度よりオーガニック成長へ転換し効果的な広告投資を行ったことにより、セグメント利益は1,342,323千円（前年同期比76.7%増）となりました。

<ソリューション事業>

当事業年度におきましては、クラウドコンピューティング技術やモバイルアプリ開発のニーズが拡大を続ける中、特にエンタープライズ企業との直取引による拡大と深耕を推進したことにより、受託開発が大きく成長いたしました。従来のBtoC向け開発からBtoB向け開発への移行が緩やかに進む一方、幅広い分野の法人や地方自治体からのシステム開発受注が増加し、クラウドサーバの構築・移行支援（サーバレス環境の構築を含む）では安定的な収益を生む運用保守案件も順調に増加しております。本サービスにおいては、最新の技術をマスターするためのeラーニングによる多彩な教育カリキュラムや豊富な開発経験を活かした社内勉強会、AIを活用した開発生産性の抜本的向上策、顧客ニーズに合致した様々なアプリケーション開発手法など、高付加価値なSI体制の構築に向けて諸施策の検討及び導入を積極的に推進しております。IT技術者派遣では、大手SIerやソフトウェア開発企業などを中心に、最新の技術を習得したハイスキルなITエンジニアを提供し、派遣先企業のIT・DX関連における課題解決を力強く支援いたしました。一方で、主に前事業年度に大量に採用したITエンジニアとの開発案件におけるミスマッチ等により、特に下期において多くの離職が顕在化したため、期末のITエンジニア数が240人（前年同期比で増減なし）となりました。こちらは、会社側とのコミュニケーションを質・量共に充実させる形で既に対策を実行いたしております。当事業は、引き続き、最新の技術を駆使したモバイルアプリ開発支援を強みに、売上高・利益を着実に増加させる安定成長事業として、より一層の事業拡大を目指してまいります。

以上の結果、売上高は2,014,424千円（前年同期比23.5%増）となり、内訳としては、受託開発が526,919千円（前年同期比89.5%増）、IT技術者派遣が1,487,505千円（前年同期比9.9%増）となりました。増収に加え、エンジニアの採用が一服したこともあり、セグメント利益は275,514千円（前年同期比204.2%増）となりました。

■ ソリューション事業 ■ 売上高



(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は127,554千円であります。その主なものは、「ibisPaint」のソフトウェア開発であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国際情勢の不安定さによるエネルギー・原材料価格の高騰や継続的な物価上昇、中国経済の減速などが依然として続き、景気の先行きは不透明な状況が続くものと想定しております。そのような中、当社は、前事業年度より、モバイル事業、ソリューション事業共に、売上高を成長させるとともに、利益の額及び率を重視する経営方針に転換いたしております。踏まえて、セグメント毎に対処すべき課題を以下に表記いたします。

<モバイル事業>

モバイル事業については、前事業年度までの8年にわたる海外プロモーション投資の効果により、「ibisPaint」のブランド力が世界レベルで格段に向上した結果、口コミのみでヘビーユーザーが獲得できる土壌が整ったこと、及び全世界での「ibisPaint」のアクティブユーザー数における対直接競合シェアが高い占有率を継続していること（当事業年度では86.5%（前年同期比3.0%増）*）、以上2点を考慮して、当事業年度から広告宣伝投資（広告宣伝費）を約1/2とするオーガニック成長（グロース）へ転換し、概ね奏功しているものと判断いたしました。従って、2025年12月期もこの戦略を踏襲することとし、広告宣伝投資（広告宣伝費）を前年同期比△17.6%といたしました。同事業における対処すべき主な課題としましては、以下の3点が挙げられます。

*アクティブユーザーシェアのデータは2024年の数値。data.ai by Sensor Tower調べ。比較対象は当社が全世界で直接競合するものとして考えている5アプリ。

①アプリ広告売上縮小軽減策

自社開発のモバイルペイントアプリ「ibisPaint」において当事業年度下期から顕在化しているアプリ広告売上の不振について、現時点、一部施策において実装段階で予期せぬ不具合が生じたことが主な原因と考えておりますが、マクロ環境では説明できないモバイル広告市況特有の悪化などその他の原因も考えられる余地もあるため、引き続き調査分析を継続して原因を追究し、同売上の縮小を最小限に食い止めるための対策を講じてまいります。

②マーケティング強化策

引き続き、「ibisPaint」について、ユーザーのニーズ、トレンドの変化などに今迄以上にスピーディに対応し、AIやディープラーニングなど最先端且つ高度な技術を最大限活用することによって、顧客の更なる拡大及び深耕を図り、引き続き、サブスクリプションの本格強化とプロマーケット開拓の本格強化の両方を目指してまいります。

③開発人材の確保及び育成

急速な技術革新への対応と、海外マーケッターや海外サポートなども含めたあらゆる職種での人材の質及び量の向上が同事業の拡大には不可欠であり、このような環境や変化に対応し、適切にニーズにあったサービスを提供できる体制を構築していくことが重要であると認識しております。特に同事業におけるモバイルアプリ開発エンジニアについては、高度なプログラミングの知識はもちろんのこと、画像処理技術を調査・研究・実装するための論理的思考力及び科学的リテラシーが求められます。そのために、引き続き、高い専門性を有する優秀な理系出身者人材の確保と育成は、同事業発展のための根幹と考え、必要な戦力となる社員の採用を行い、育成していくことを、高成長の源泉としてまいります。そして、セグメント利益の額・率の更なる向上を目指してまいります。

<ソリューション事業>

ソリューション事業については、高採算な案件受注の強化を継続しつつ、引き続きSI体制の構築を目指す方針を掲げております。同事業における対処すべき主な課題としましては、以下の2点が挙げられます。

①営業強化策

引き続き、スマートフォンやタブレット、パソコンなどのアプリケーション開発支援について、システムコンサルティングからクラウドサーバ運用・保守まで高付加価値なSI体制を提供する体制を構築しながら、多彩な業種業態の法人との直取引による拡大と深耕を図ることで顧客満足度の更なる向上を目指してまいります。

②開発人材の確保、育成及び維持

ソリューション事業においても、あらゆる顧客の開発ニーズに応えられるハイスキルな技術力を有する豊かな経験が求められます。これらの優秀な人材の確保、育成及び維持は、同事業発展のための根幹と考え、引き続き、適時必要な戦力となる社員の採用を行い、育成・維持していくことを、安定成長の源泉としてまいります。そして、最新の技術を駆使して受託案件の開発生産性を更に向上させるなどして、セグメント利益の額・率の更なる向上を目指してまいります。

＜グループ全社＞

当社は、当事業年度第2四半期より、成長戦略の一環としてM&Aの調査を開始いたしました。そして、その結果、2025年1月31日にAI音声合成技術関連事業を営む株式会社テクノスピーチを完全子会社化し、グループ経営に舵を切ることとなりました。グループ全社における対処すべき主な課題としましては、以下の2点が挙げられます。

①グループ経営の推進

当社グループの一社となった株式会社テクノスピーチについて、予定通りの年数以下で着実に投資回収できるよう、当社の持つモバイル開発技術力・グローバルマーケティング力・事業企画力に加え、以下のような高いシナジー効果を創出・維持し、グループの成長を中長期的にブーストさせてまいります。

- ・サブカルチャー志向のクリエイター層の支持
- ・キャラクター表現に不可欠なイラスト
- ・音声とイラストが融合する新たな創作文化の発展

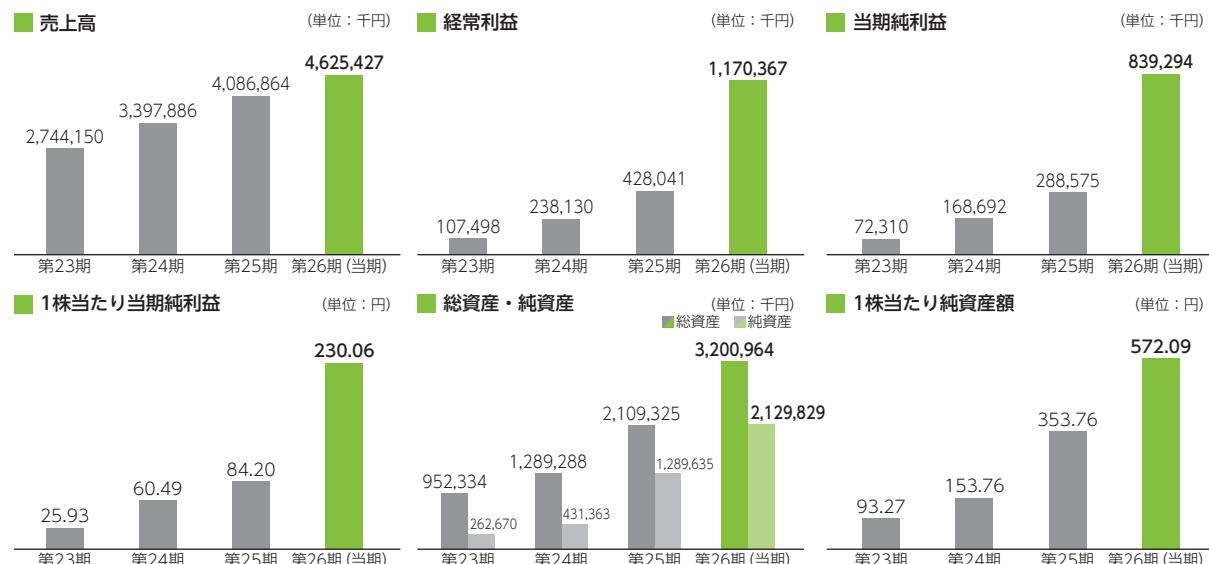
②グループ内部管理体制の構築及び運用

株式会社テクノスピーチは2025年12月期から当社の連結子会社となり、当該事業年度以降の当社の連結業績に含まれる予定です（連結財務諸表に関する会計基準におけるみなし取得日の規定により、貸借対照表は2025年3月末付で、損益計算書は2025年4月1日から取り込む予定）。従って、今後は、当社グループの一社となった株式会社テクノスピーチを含めた、有効性が高く、且つ効率の良いグループ内部管理体制の構築及び運用を行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第23期 (2021年12月期)	第24期 (2022年12月期)	第25期 (2023年12月期)	第26期 (当期) (2024年12月期)
売上高 千円	2,744,150	3,397,886	4,086,864	4,625,427
経常利益 千円	107,498	238,130	428,041	1,170,367
当期純利益 千円	72,310	168,692	288,575	839,294
1株当たり当期純利益 円	25.93	60.49	84.20	230.06
総資産 千円	952,334	1,289,288	2,109,325	3,200,964
純資産 千円	262,670	431,363	1,289,635	2,129,829
1株当たり純資産額 円	93.27	153.76	353.76	572.09

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
2. 第24期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第24期以降の財産及び収益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

事業部門	事業内容
モバイル事業	・モバイル端末向け応用ソフトウェアの研究、開発、配信及び販売
ソリューション事業	・IT技術者派遣事業及びモバイル端末向けアプリケーション等の受託開発

(8) 主要な事業所 (2024年12月31日現在)

名称	所在地
東京本社	東京都中央区八丁堀一丁目5番1号
名古屋本社	名古屋市中村区名駅三丁目17番34号
東京事業所	東京都中央区八丁堀一丁目9番6号
名古屋事業所	名古屋市中村区名駅三丁目9番6号
大阪支社	大阪市淀川区宮原二丁目14番14号

(9) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
313名	10名増	33.4歳	4.0年

(注) 従業員数には、臨時雇用者（パート・アルバイト及び派遣社員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2024年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	37,600千円
株式会社十六銀行	6,054千円

2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 11,150,000株

(2) 発行済株式の総数 3,660,044株

(3) 株主数 2,804名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
神谷栄治	1,736,243株	47.44%
村上和彦	283,680	7.75
畠山敬多	181,700	4.96
渡辺秀行	172,860	4.72
木下圭一郎	87,700	2.40
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	45,300	1.24
東京短資株式会社	41,300	1.13
NATIONAL AUSTRALIA BANK LIMITED-JANA DIVERSIFIED GLOBAL SHARE TRUST-07	39,700	1.08
山中行人	34,300	0.94
小林哲朗	28,900	0.79

(注) 持株比率は自己株式（66株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（2024年12月31日現在）

		2021年無償第1回新株予約権	2024年無償第1回新株予約権		
発行決議日		2021年10月1日	2024年3月28日		
新株予約権の数		68,700個	45,000個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式68,700株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式45,000株 (新株予約権1個につき1株)		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換に金銭の払込を要しない	新株予約権と引換に金銭の払込を要しない		
権利行使期間		2023年10月9日から 2031年9月30日まで	2026年4月16日から 2034年3月27日まで		
主な行使条件		(注)	(注)		
役員の保有状況	取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	60,000個 60,000株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	45,000個 45,000株 2名

(注) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 (2024年12月31日現在)

		2019年有償第1回新株予約権
発行決議日		2019年12月17日
新株予約権の数		150,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式150,000株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個につき17円
権利行使期間		2019年12月20日から 2029年12月19日まで
主な行使条件		(注1、2)
割当先	取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	新株予約権の数 150,000個 目的となる株式数 150,000株 割当者数 1名

- (注) 1. 新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部を第三者に対して売却する場合（当社の普通株式について、日本国内の金融商品取引所において上場されることに伴い又は上場された後に売却される場合を除く。）、若しくは合併その他の組織再編により当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合にのみ新株予約権行使することができる。但し、これらに該当する直前に手続き上の観点から事前に新株予約権の権利行使する必要がある場合等正当な事由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、退職（定年退職含む）、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	神 谷 栄 治	
常 務 取 締 役	村 上 和 彦	ソリューション事業部担当
取 締 役	丸 山 拓 也	モバイル事業部担当
取 締 役	安 井 英 和	管理部門担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	中 山 靖 之	
取 締 役 (監査等委員)	宮 崎 陽 平	宮崎陽平公認会計士・税理士事務所 所長
取 締 役 (監査等委員)	近 藤 直 生	弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー 株式会社トクヤマ 取締役 (監査等委員) 株式会社A & Dホロンホールディングス 監査役

- (注) 1. 取締役 宮崎陽平氏及び近藤直生氏は、社外取締役であります。
 2. 2024年3月28日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって、尾関一平氏は取締役を辞任いたしました。
 3. 当社は、取締役 宮崎陽平氏及び近藤直生氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 取締役 宮崎陽平氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、中山靖之氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約は、被保険者がその地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填の対象としております。

当該保険契約の被保険者は当社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等に係る決定方針を定めております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は以下のとおりであります。

なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成し、監査等委員である取締役の協議によって決定いたします。

- a. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針
取締役の役位や在任年数等に応じて支給額を決定する。
- b. 業績指標の内容及び業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針
役位や在任年数等に応じて設定される基準額（取締役全員、一律、前期固定報酬の10%）に、前事業年度の業績指標に応じてあらかじめ定めた適用倍率を乗じた額とする。
- c. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針
当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として新株予約権を付与するものとし、付与数は、役位や在任年数等に応じて決定するものとする。

d. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

固定の金銭報酬（但し、役員退職慰労金は除く）である固定報酬：業績連動報酬等である変動報酬の割合がおよそ 1：0.0～0.35 となるように支給するものとする。

e. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

役員報酬のうち、基本報酬（固定報酬と変動報酬の合計）は毎月、役員退職慰労金は退任時、新株予約権は一定の時期に支給付与するものとする。

f. 決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬等の内容についての決定の全部または一部を第三者へ委任していない。

g. 第三者への委任以外の決定方法

個人別の報酬等は、次号に掲げる方法により、役位、在任年数、会社への付加価値、経営内容等を考慮して決定する。

(a) 取締役の基本報酬は、株主総会が決定する報酬限度額内において、代表取締役社長が当社の定める規定に従い作成した原案に基づき、指名報酬委員会で事前協議のうえ、監査等委員会の意見聴取を経て、取締役会で審議、決定する。

(b) 取締役の役員退職慰労金は、その額及び支給対象者については、指名報酬委員会、監査等委員会、取締役会での事前協議を経て、株主総会の決議による。また、その支給時期及び支給方法等は、取締役会の決議に一任する旨の株主総会の決議に基づき、当社の定める規定に従い、取締役会で審議、決定する。

(c) 取締役に対して割り当てる新株予約権は、株主総会が決定する報酬限度額内において、代表取締役社長が当社の定める規定に従い作成した原案に基づき、指名報酬委員会で事前協議のうえ、監査等委員会の意見聴取を経て、取締役会で審議、決定する。ただし、株主総会決議を要する場合には、その手続きによる。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2021年10月1日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。また別枠で、2024年3月28日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）のストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額100百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名です。

取締役（監査等委員である取締役）の報酬限度額は、2021年10月1日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役）の員数は3名（うち社外取締役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬の額については、当社の「役員報酬規程」の定めにより代表取締役社長が作成した各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の原案に基づき、指名報酬委員会で事前協議のうえ、監査等委員会の意見聴取を経て、取締役会において決議することとしております。代表取締役社長が各取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の原案を作成している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

退職慰労金については、株主総会での決議を前提に、当社の「役員退職慰労金規程」の定めに基づき役位、在任年数、貢献度その他の事情を考慮して算定し、指名報酬委員会で事前協議のうえ、監査等委員会の意見聴取を経て、取締役会の決議により監査等委員を除く取締役に対して支給することとしております。

新株予約権については、株主総会での決議を前提に、役位や在任年数等を考慮して算定し、指名報酬委員会で事前協議のうえ、監査等委員会の意見聴取を経て、取締役会で決議することとしております。

(4) 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績運動報酬等	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員であるものを除く。)	205,881	153,450	20,598	13,321	18,511	4
監査等委員である取締役(うち社外取締役)	13,636 (6,053)	13,636 (6,053)	—	—	—	4 (2)

- (注) 1. 業績運動報酬等にかかる業績指標は前事業年度における売上高成長率であり、その実績は前事業年度比120%であります。当該指標を選択した理由は、当社の目標とする経営指標が、年次毎の増収増益であり、売上及び収益の成長に注力しているためであります。なお、業績運動報酬の額の算定方法は、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 上記には、2024年3月28日開催の第25期定時株主総会の終結の時をもって辞任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。
3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金総額であります。
4. 非金銭報酬等は、当事業年度にストック・オプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役の重要な兼職の状況につきましては、4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等（2024年12月31日現在）に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況並びに社外取締役が果たす ことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	宮崎 陽平	<p>当事業年度に開催された取締役会22回全て、監査等委員会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適時行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。</p> <p>また、同氏は、取締役の選解任・報酬等につき取締役会の諮問機関として設置する指名報酬委員会の委員を務めており、当事業年度に開催された指名報酬委員会6回全てに出席いたしました。</p>
社外取締役 (監査等委員)	近藤 直生	<p>当事業年度に開催された取締役会22回全て、監査等委員会13回全てに出席いたしました。弁護士としての法律分野での豊富な経験・見地から、経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を適時行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。</p> <p>また、同氏は、取締役の選解任・報酬等につき取締役会の諮問機関として設置する指名報酬委員会の委員長を務めており、当事業年度に開催された指名報酬委員会6回全てに出席いたしました。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	2,785,061	流 動 負 債	996,538
現 金 及 び 預 金	2,227,851	1年内返済予定の長期借入金	20,454
売 掛 金	455,916	未 払 金	320,512
契 約 資 産	2,357	未 払 費 用	38,130
貯 藏 品	135	未 払 法 人 税 等	287,706
前 渡 金	360	契 約 負 債	180,762
前 払 費 用	84,921	預 り 金	32,963
そ の 他	13,519	賞 与 引 当 金	116,008
固 定 資 産	415,903	固 定 負 債	74,597
有 形 固 定 資 産	23,019	長 期 借 入 金	23,200
建 物	28,668	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	46,237
工 具、器 具 及 び 備 品	8,552	そ の 他	5,160
減 価 償 却 累 計 額	△14,202	負 債 合 計	1,071,135
無 形 固 定 資 産	154,893	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	308	株 主 資 本	2,093,841
ソ フ ト ウ エ ア	154,585	資 本 金	390,087
投 資 そ の 他 の 資 産	237,989	資 本 剰 余 金	387,688
長 期 前 払 費 用	11,142	資 本 準 備 金	351,097
繰 延 税 金 資 産	66,633	そ の 他 資 本 剰 余 金	36,591
そ の 他	160,214	利 益 剰 余 金	1,316,341
資 産 合 計	3,200,964	利 益 準 備 金	45
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,316,295
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,316,295
		自 己 株 式	△275
		新 株 予 約 権	35,987
		純 資 産 合 計	2,129,829
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,200,964

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金額
売 上	高			4,625,427
売 上 原 価				1,833,158
売 上 総 利 益				2,792,269
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				1,636,910
営 業 利 益				1,155,358
営 業 外 収 益				
受 取 利 息			632	
為 替 差 益			4,576	
受 取 報 獎 金			8,243	
確 定 投 出 年 金 返 還 金			2,197	
そ の 他			351	16,000
営 業 外 費 用				
支 払 利 息			964	
そ の 他			26	991
経 常 利 益				1,170,367
特 別 損 失				
固 定 資 産 除 却 損			0	0
税 引 前 当 期 純 利 益				1,170,367
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			347,537	
法 人 税 等 調 整 額			△16,464	331,073
当 期 純 利 益				839,294

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

株式会社アイビス
取締役会 御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 堤 紀 彦
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 川 合 利 弥
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイビスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年12月26日開催の取締役会の決議に基づき、2025年1月31日付で株式会社テクノスピーチの全株式を取得し、同社を子会社としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがある兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査計画（監査方針及び監査の分担等）に従い、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査室等と連携の上、本社及び全事業所への往査・ヒアリングを行い、業務の執行状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人（仰星監査法人）が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従つて整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行は適正に行われており、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（仰星監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月20日

株式会社アイビス 監査等委員会

常勤監査等委員 中山 靖之 ㊞

監査等委員 宮崎 陽平 ㊞

監査等委員 近藤 直生 ㊞

(注) 監査等委員 宮崎陽平及び近藤直生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区八丁堀一丁目9番8号
八重洲通ハタビル5階
アットビジネスセンター東京駅八重洲通り 501号室



会場最寄駅

- JR東京駅 (八重洲中央口) より徒歩約10分
- JR京葉線・東京メトロ日比谷線 八丁堀駅 (A5出口) より徒歩2分